

## 第10回 福島県女子サッカークラブ選手権大会要項

- 1：目的 福島県内における女子のサッカー技術向上と健全な心身の育成を図り、広く女子サッカーの普及振興に寄与することを目的とする。
- 2：主催 財団法人 福島県サッカー協会
- 3：主管 財団法人 福島県サッカー協会女子委員会
- 4：期日 平成19年6月9日(土) ~ 10日(日)
- 5：会場 十六沼サッカー場 (福島市)
6. 参加資格
  - (1) チーム : (財)日本サッカー協会に女子登録した加盟チームであること。
  - (2) 選手 : 上記(1)のチームに大会申込締切日までに日本サッカー協会登録した1995年4月1日以前生まれの女子選手。
  - (3) 移籍選手 : 同一年度の大会において、予選から全国大会に至るまでに、同一選手が移籍後、再び同一大会に出場することはできない。
  - (4) 外国籍選手 : 5名まで登録でき、1試合3名まで出場できる。
  - (5) 登録選手証 : 試合会場に選手証(写真付)を持参しない選手は出場できない。
7. 競技方法  
トーナメント方式で行う。
8. 競技会規定  
大会実施年度の財団法人日本サッカー協会規定の「サッカー競技規則」による。  
但し、以下の項目については本大会規定を定める。
  - (1) プレーの時間 : 50分  
: 準決勝・決勝 60分
  - (2) ハーフタイムのインターバル : 原則として5分(前半終了から後半開始まで)  
: 準決勝・決勝 10分  
ペナルティキック方式に入る前のインターバル : 3分
  - (3) 各試合毎の登録選手数 : 16名まで(参加申込選手最大20名のうち)
  - (4) 交代できる数 : 5名
  - (5) 交代要員の数 : 5名
  - (6) テクニカルエリア : 設置する  
戦術的指示はテクニカルエリア内からその都度ただ1人の役員が伝えることができる。指示を与えた後は所定の位置に戻らなければならない。但し通訳を必要とする場合は2人までとする。
  - (7) ベンチ入りできる人員は11名(役員6名・交代選手5名)とする。
  - (8) 本大会期間中異なる試合で警告を2回受けた者は、次の1試合に出場できない。

( 9 ) 本大会において退場を命じられた選手は次の1試合に出場できず、それ以降の処置については規律委員会で決定する。

( 10 ) 一切の装身具の着用を禁止し、装身具を覆うテープの使用も不可とする。

#### 9 . ユニフォーム

本大会実施年度の財団法人日本サッカー協会ユニフォーム規定による。

( 1 ) ユニフォーム ( シャツ・ショーツ・ストッキング ) については、正の他に副として、正と色彩が異なり判別しやすいユニフォームを参加申込書に記載し、各試合に必ず携行すること ( FP・GK用共 ) 。

( 2 ) シャツの前面・背面に参加申込書に登録した選手番号を付けること。ショーツの選手番号については付けることが望ましい。

( 3 ) ユニフォームの色、選手番号の参加申込締切日以後の変更は認めない。

( 4 ) ユニフォームへの広告表示については財団法人日本サッカー協会「ユニフォーム規程」に基づき承認された場合のみこれを認める。尚、会場によって広告掲出料が発生する場合は、チーム負担とする。

( 5 ) ユニフォームに他のチーム ( 各国代表・プロクラブチーム等 ) のエンブレム等が付いているものは着用できない。

10 . 組み合わせ 申し込み後連絡する。

11 . 選手・ユニフォーム・背番号の変更について

( 1 ) 参加申込書提出後の変更は認めない

12 . 参加申込

( 1 ) 申し込み期日 : 平成19年5月20日 ( 日 )

( 2 ) 大会参加料 : 10,000円 ( 当日徴収 )

( 3 ) 申し込み先 : 佐藤 奈美

s a t o @ j - v i l l a g e . j p

090 - 1041 - 3803

13 . 表彰及び表彰式

( 1 ) 優勝、準優勝チームに賞状を授与する。

( 2 ) 上位チームに東北大会参加資格を与える。